

立
田
北
・
南
駐
在

立田N・S通信



津島警察署
(代)0567-24-0110

警察の相談ダイヤル
#9110

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

～自転車を安全に利用しましょう～

自転車は身近な交通手段であり、特に最近では、環境負荷が少なく、健康増進に資することなどから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。



自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器となります。万一相手にけがをさせてしまった場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません。

立田駐在所だより

自転車安全利用五則をご案内します。(令和4年11月1日改正)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用



犯罪発生件数						
令和8年3月末現在	津島市	愛西市	あま市	大治町	立田北駐在所	立田南駐在所
被害総数	97	77	123	76	2	4
侵入盗	5	8	10	1	0	3
(住宅対象侵入盗)	(1)	(5)	(5)	(1)	(0)	(2)
自動車関連窃盗	7	4	13	6	1	0
(自動車盗)	(1)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)

※ 立田北・南駐在所の件数は愛西市内の犯罪発生件数の内数です。

※ 自動車関連窃盗は「自動車盗」「部品ねらい」「車上ねらい」です。
()内の数字は内数です。

交通事故発生件数					
令和8年3月末現在	津島警察署	津島市	愛西市	あま市	大治町
死亡事故	1	1	0	0	0
人身事故	163	39	33	67	24



事件・事故 緊急事案は 110番
警察の相談ダイヤル #9110